美濃加茂市民大学講座

第４講座【男女共同参画講演会】

◇と　き　11月29日（土）　午後１時30分～３時
◇ところ　中央公民館
◇演　題　「おひとりさまの老後」
◇講　師　上野　千鶴子さん（東京大学大学院教授）
◇対　象　市内在住・在勤・在学の人
◇定　員　250人（先着順）
◇受講料　500円
※受講料は、11月28日（金）までに、申込窓口で納めてください。ただし、電話・メールによる申し込みの場合は、社会教育課（中央公民館）で納めてください

◇申込み
①電　話　社会教育課へ
②メール　住所・氏名・電話番号・講座名を記入の上、社会教育課（cyukou@city.minokamo.lg.jp）へ
③窓　口　社会教育課・各連絡所（太田連絡所を除く）で、受講料を添えて申し込みください

◇プロフィール
1948年富山県生まれ。京都大学大学院社会学博士課程修了。専門は女性学、ジェンダー研究。この分野のパイオニアであり、指導的な理論家の一人。「近代家族の成立と終焉」「生き延びるための思想」「老いる準備」など著書多数。昨年７月に出版された「おひとりさまの老後」はロングセラーに。

問　地域振興課　内線248　問　社会教育課　25・4141

「おひとりさまの老後」読書会

市民大学講座第４講座の関連企画として読書会を開催します。「おひとりさまの老後」を読んだ感想などを、みんなで語り合いませんか。
◇と　き　11月24日（振休）　午前10時～正午
◇ところ　中央公民館
◇対　象　市内在住・在勤・在学の人
◇定　員　30人（先着順）
◇参加料　無　料
◇持ち物　上野千鶴子著「おひとりさまの老後」、筆記用具
◇申込み　11月19日（水）までに、直接または電話で地域振興課へ
※読書会と講演会両方に参加される人を対象に、講演会当日に上野千鶴子さんとの懇談会を予定しています

問　地域振興課　内線248

年末調整や確定申告には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」等が必要です。

国民年金保険料は、平成20年中に納めた全額が所得税・市県民税の社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除として申告する場合、１年間に支払った（見込みを含む）国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。
このため、社会保険庁から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」等のはがきが、11月上旬に送付されます。
※詳細については、美濃加茂社会保険事務所（25・8181）へ
※国民年金保険料の支払いは、割引制度のある口座振替が便利です

問　市民課　内線219

１１月は児童虐待防止推進月間です。「助けての ちいさなサイン 受け止めて」

都市化や核家族化が進む中、家族や地域から子育てについてのアドバイスや手助けを受けることができず、負担や孤独を感じている親が少なくありません。
このような状況から児童虐待をしてしまうといった深刻な社会問題が起こっています。近隣の市では子どもが死亡する事件も発生しました。
「いつでも」「どこでも」「誰でも」、児童虐待の加害者や被害者になる可能性があります。児童虐待を早期に発見するためには、子どもや家族、家庭の様子に『何かおかしいな？』と感じたときに、その疑問をそのままにしておかないことが大切です。「不自然な傷や打撲の跡がある」「服や髪の毛がいつも汚れている」「落ち着きがなく乱暴になる」など、『ひょっとして児童虐待？』と思ったら、子どもの安全を確認するために、ためらわずに美濃加茂市家庭児童相談室（25・1110）や中濃子ども相談センター（25・3111）に通告してください。
通告とは「心配な状況に気付いたときに、市などに連絡・相談して、子どもの安全を確認してもらうこと」だと考えてください。虐待の確証がないという理由から、ためらうことがあるかもしれませんが、虐待かどうかは通告を受けた市や児童相談所が専門的な視点から判断します。たとえ虐待ではなかったとしても、子どもを守るために善意で通告した場合には、責任を問われることはありません。また、通告した人の名前などがほかに漏れることは絶対にありません。

問　こども課　内線327

お忘れはありませんか？ 児童に関する各手当

支給要件に該当しているのに支給を受けていない人は、お早めに申請をしてください。
1　児童手当
小学生までの児童を養育している人に支給されます。
2　児童扶養手当
父親と生計を同じくしていない18歳までの児童を養育している母子に支給されます。
※所得が一定額以上の場合には、所得制限により手当の一部もしくは全部が支給されないことがあります
3　特別児童扶養手当
身体または精神に重度・中度の障がいのある20歳未満の児童を監護する父母らに支給されます。
4　障がい児福祉手当
在宅で20歳未満で一定の障がい要件を満たし、常に介護を必要とする児童に支給されます。
※上記１、３、４について、所得が一定額以上の場合には所得制限により支給されません

問　こども課　内線309　問　福祉課　内線326

不審者情報などをいち早くお知らせします。

市では、安心安全に暮らせるまちづくりを進めています。しかし、市内でも不審者の目撃や傷害事件などが発生しています。
そこで、これらの情報をいち早く市民の皆さまにお伝えするために、岐阜県警が実施している、「岐阜県警察安全・安心メール」への登録をおすすめします。

■岐阜県警察安全・安心メール
事件の発生・検挙、不審者情報などを登録者の携帯電話、パソコンに提供します。

■メール配信登録
①次のメールアドレスを入力するか、ＱＲコードを携帯電話で読み込み、空メールを送信してください。
アドレス　bouhan_reg@portal.pref.gifu.lg.jp
②空メールを送信してしばらくすると、本登録についてのメールが返信されます。
※受信制限されていると受信ができません
③返信されたメール本文に記載されている本登録用ＵＲＬへアクセスし、希望する地域・情報を選択すると、メール配信の利用登録が完了し、登録完了画面が表示されます。
※詳細については、岐阜県警察のホームページでご確認ください

QRコード

問　防災安全課　内線276